平成２１年（フ）第４０５号
神奈川県厚木市下川入64番地３　グレース山際201、前住所神奈川県厚木市中依知68番地６
債務者　遠藤やよひ
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２２２号
新潟市北区新元島町3920番地37、前住所新潟市東区上木戸５丁目19番12号
債務者　楯　　昭一
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２３号
新潟市北区新元島町3920番地37、前住所新潟市東区上木戸５丁目19番12号
債務者　楯　　ミイ
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７８号
新潟市東区竹尾２丁目21番12号
債務者　樋口カホル
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７号
新潟県燕市白山町３丁目12番28号
債務者　繁田　敬治
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第１９１号
愛知県江南市今市場町美和51番地　ジャスパー江南405号
債務者　佐橋　　昭
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２４８号
愛知県岩倉市大地町蔵本８番地　86マンション206号
債務者　齋藤研也こと　李　　研也
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３２号
愛媛県大洲市市木797番地の３　大洲市営住宅市木団地８号室
債務者　本田　福昭
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで　松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第６７号
青森県八戸市南類家４丁目５番Ａ３―16号　市営住宅
債務者　竹ケ原英智子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３５０号
盛岡市中太田新田25番地196、申立時の住所盛岡市大館町23番57号
債務者　鎌田　正敏
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２９７号
新潟市中央区西厩島町2337番地１　藤マンション101号
債務者　大島　真紀
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７号
愛知県稲沢市国府宮２丁目14番５―201号
債務者　棚池久美子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第９５９号
大阪市西淀川区柏里２丁目６番27号　シャンクレール塚本812号室、住民票上の住所京都市山科区西野様子見町１番地２　１棟462
債務者　岩川　太一
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２９７４号
大阪府八尾市弓削町３丁目39番地　ひとみ荘101号
債務者　横山　美惠
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３０７５号
大阪府箕面市西小路５丁目５番５号
債務者　谷本　　仁（旧姓高谷）
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３６７号
大阪市旭区高殿２―９―11―403、住民票上の住所大阪市都島区都島南通２丁目１番３―1001号
債務者　池田　美佳
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５１７号
大阪市生野区鶴橋４丁目８番12号
債務者　斉藤正美こと　金　　正生
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部